

2024（令和6）年度 第3回名張市差別撤廃審議会 会議録（概要）

日時：令和6年9月20日（金）午前9時30分～

場所：名張市役所 3階 301・302会議室

<出席者>

公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村 元樹

一般社団法人 部落解放・人権研究所名誉理事 友永 健三

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会代表 杉本 丈夫

部落解放同盟三重県連合会名張市協議会代表 西野 紳一

特定非営利活動法人代表（「生活支援グループこんにちは」理事） 鈴木 隆文

人権擁護委員代表 岩並 正見

名張市副市長 中村 岳彦

名張市教育委員 辻 愛

名張市人権センター代表 今村 洋子

名張市小中学校長会代表（比奈知小学校校長） 伊藤 博之

<欠席者>

地域づくり組織代表（中央ゆめづくり協議会） 高尾 松男

<事務局>

人権・男女共同参画推進室 室長 薮本 真治、室員 森下 亜季、室員 保田 謙吾

・開会

（事務局）それでは、あらためましておはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回名張市差別撤廃審議会を開催させていただきます。

本日の会議は公開とし、議事録作成のため音声収録をさせていただきますのでご了承ください。また、会議は11時30分をめぐりに終了させていただきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事項に入ります前に、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に送付させていただいてる事項書、資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5で、ここまでの議事1に関連する資料です。続いて資料2が議事2の差別事象の報告に関する資料になります。それと本日、お手元の方に置かせていただいた追加資料が、資料に追加と書かれたものが2枚と、追加資料1、追加資料2、追加資料3の合計5枚です。お手元にない方いらっしゃいましたら、お申し出ください。

それでは早速事項の方に移らせていただきます。事項書1、開催にあたりまして中村副市長からご挨拶させていただきます。

1. あいさつ

(中村副市長) みなさん改めましておはようございます。委員の皆様には大変お忙しい中、第3回目の審議会の方にご出席いただきましてありがとうございます。9月に第2回ということで開催させていただいて、短期間の中での第3回目ということでございますけども、先般も委員の皆さんから活発なご意見を頂戴いたしまして、特に第4次人権施策基本計画については、皆さんからいただいたご意見を反映させていただいて、修正案として今回の審議会でご提示をさせていただいておりますので、引き続き、大変ご迷惑をおかけして申し訳ないですが、いろんな形でご意見頂戴できればと思いますのでどうぞよろしくお願いします。また松村会長におかれましては、明日も名張の方で人権センター20周年記念行事としてご講演いただけるということで、どうぞよろしくお願いします。

本日もよろしくお願いいたします。

2. 会議成立確認

(事務局) ありがとうございます。次に事項書2の方に移らせていただきます。会議成立確認でございます。本日の会議は委員11名中、10名のご出席をいただいております。差別撤廃審議会規則第5条2項に基づき、過半数の出席がございますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

では、この後の議事進行につきましては松村会長にお願いさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

3. 議事

(会長) よろしくお願ひします。9時半という早い時間でお集まりいただきまして、ありがとうございます。この基本計画策定のスケジュールとしては、11月のパブリックコメントの実施に向けた最終の審議会ということで、市民への意見を求めるにあたって中間案を示すのに重要な会議となっています。最終的にはこういった文言を落とし込んでいくか、次年度以降に向けてどう事業を実施していくかというところで、改めてこういったことが必要じゃないかというあたりもまとめさせていただきましたので、ご意見ご提案をいただければと思います。

それでは事務局の方から、まず第1号議案の第4次人権施策基本計画案についてご説明をいただきたいと思います。

(1) (仮称) 第4次人権施策基本計画(案)について

〔資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5〕【事務局説明】

(事務局) これをお送りした後、友永委員と松村会長の方からご意見を頂戴しております。

友永委員からはやはり市の差別撤廃条例について、これは制定からほぼ 30 年経過しているので見直すということが必要だということで、それを章を立てて記載した方が良いというご意見を頂きました。

松村会長からのご意見でもこの条例のブラッシュアップという点についてはご意見をいただいております。

副市長、条例のことを触れた方がいいですかね。

(委員) 今回は検討していく旨を記載するってということでのご提案ということですので、今すぐ結論的なことは申し上げられないと思いますけど、方向性として各委員からご指摘いただいているように取り巻く環境が変わってきているってことは、そういう状況で変更をする必要があるんであればやっていかなとは思いますが、議会等々の調整もあると思いますので、この場でということではなく、いただいた意見については持ち帰りをさせていただきたいというふうに思います。

(事務局) あと松村会長の方からは、職員、教職員研修について、相談体制のさらなる充実について、或いは障害者の人権に関する啓発、これは就学前の保護者への取組も必要だということと、性的指向、性自認、これについても、就学前からの取組が必要だよということをご意見いただきましたので、その旨調整して追記させていただきたいなというふうに考えております。

(会長) 友永委員と私の方から、今ご説明で副市長のお話もございましたように、条例改正は重要ななと思っておりますが、皆さん方からも条例改正に関わって何かご意見等ございましたらお願いいたします。それをこの計画で示すか、その他には市長に答申させていただくにあたって、この計画以外の別の形でということもありますけど、この計画を踏まえながら条例改正に関しまして、ぜひ検討をということで、答申をさせていただくという方法もどうかというのも含めてですが、できればこの計画の中で項を起こすということで、位置付けていただくことがいいのかなという辺りはまた検討していただくということでよろしいですかね。

(委員) 今回、計画を改定されるわけですから、その期間もかなり長い期間になってるので、おそらく十中八九、条例は改正されると思うんですね。ただ、お話されたように議会等の調整等を必要なことはよくわかりますので、文章表現に工夫されて、計画の中にはぜひ入れていただきたいと思います。

(会長) 次またこのパブコメまでの間に審議会を開催するのは多分時期的に難しいかなというふうに思うので、その辺りは事務局の方で検討いただいてパブリックコメントの中間

案を出していただくにあたってどういう文言でいかれるか、できれば審議会としては集まらないんですけど、こんなふうになりましたぐらいは何か情報提供いただけるとありがたいなと思います。条例のこと以外のところでも、いかがでしょうか。

(委員) 教えてください。

まず 13 ページなんですけれど、マジョリティとして、マイノリティに及ぶ不公正や差別っていうふうの下から 2 行に書かれています。これって多数派が少数派ということですか。例えば、女性差別とかそういうものは同じ数だけいるなあっていうふうに思ってしまった、どっちかっていうと数の論理よりも優劣ではないか。私たち女性は劣っていると、男性優位の社会に生きてきたっていうことであれば、数の多少ではないかなと。例えば被差別部落の人達が多かったとしても、やっぱり差別されるとか、少数派が多数派を差別するみたいな構造っていうのはあると違うかなってことで、どうしても相手を下げるとか自分が優位に立つっていうことになる、この数だけではどうなるのかなっていうふうに思ったので教えてください。

(事務局) マジョリティ、マイノリティについては、私どもはその数っていうものでは判断はしておりません。ですので、例えばハラスメントとかそんな考えたときに、パワハラなんかは圧倒的少数の方から向かっていくってこともございますので、あくまで力関係といえますか、そういったものですので、これは数の多寡について触れているっていうものではないというふうに、私どもとしても意図はしておるんですが。

(委員) そういうふうに私たちも認識させていただいたらいいということですね。そうすると 46 ページで、複合的差別っていうのは、女性によるものがいろいろありますよね。

(事務局) 障害を持った女性、或いは被差別部落出身の女性であるとか、在日韓国朝鮮人の女性であるとか、障害を持った高齢者の方とか、そういった複合的なものもありますけども、ここは女性の人権っていう部分ですので、あえてそのように強調させていただきました。

(委員) ということのマイノリティ女性ということですね。また性指向とか、いろいろあったからそれかなとかも思ったりしたので。

あと、32 ページなんですけど、またが多すぎるのでちょっと工夫頂けるといいかと思います。

それと私認識不足で間違ってるかもしれませんが 49 ページなんですけれど、障害者の人権のところ、ノーマライゼーションの理念、48 ページにインクルーシブ社会っていうふうにあるんですが、この言葉 2 つ似て非なる言葉のように思うんですが、これはどうなんですか。

(会長) 原課の福祉子ども部や教育委員会の主な事業になってくるかなと思いますんで、おっしゃっていただいたように、インクルーシブでの法律でない理由というか、権利条約や差別解消推進法の理念とかに基づくと、インクルーシブでもいいのかなと私は思うんですけど、現場の考えとかがあってノーマライゼーションを採用したということでもあるかもしれないので、原課と調整をしていただければと思います。

他の委員さんからも、一応中間案の最終の審議会になりますので、遠慮なくご意見を出していただけたらと思います。

(事務局) 先ほどの学校の先生の若手の表現であるとか、福祉の方の廃止される施設の表現はいかがでしょうか。

(委員) 意見を出させてもらった立場でちょっと確認なんですけど、今も言ってくれた話なんですけども、55 ページの老人福祉センターふれあいが統合されるということで、この運営の仕方が今、具体的に高齢者の方が利用されてる施設ですから、高齢者の方の利用するのは、そのままいくのかなと思うんです。ただ、方向性が今わかってないので、どうも総合福祉センターふれあいという記述の仕方をするに、なんかどうやろうなっていう気がするんです。

併せて災害時における避難所の関係で 71 ページ、いろんな分野がありますからまとめていただいていると思うんですが、これは当該課の意見で一つにまとめていこうということでしょうか。高齢者とか障害者は列記してるけども、他の部分についてまとめたりするのは担当室ってことですかね。

(事務局) ここに書いてありますとおり主に取り組んでいるところがございます、例えば高齢であるとか障害であるとかっていうところをまとめたリストとかもあるんですけども、危機管理とかやっていくに当たりましては、その情報が必ず必要になってくるということで、まとめさせていただいて決めさせていただいてるところでございます。

それから、福祉センターの統合についてですが、私どもも来年はつきりどうなるかっていうのは分からないまま、この文言を使わせていただいているんですけども、今現状として、老人福祉センターふれあいっていうのは表現上残してこの書き方にしといて、確定をしてきた時点である程度直していくという考え方もあるかと思うんですけど、どうでしょうか。

(委員) 指定管理を受けてさせてもらってるんですけども、その指定管理については 11 月ぐらい方向性を決めるように聞かせていただいていますので、同時進行するのかなと、この計画と同じような時期に一定の方向性が定められるのかなあと思いますので、もうそこは確認次第すればいいのかなというふうに思います。この計画ができたときにはもうすでに

2025 年になってますから、そこでなかなかどうかなっていうことであればいいように合わせていただいたらいいのかなと思います。ちょっとその部分がまだ私もわからないんで、どうされるのかなって思っただけです。

(事務局) このパブリックコメントも含めて、確定したらその時に直しながらいけると思いますが、もしかするとこういった表現でさせていただく形もあるかと思います。それから若手教職員のところで、一応教育委員会さんとお話させていただいた中で、若手の方がなかなかこういう教育というか知識も含めてですけど、なかなか難しいという中で、全体の教員としての取組ってことを言われましたので、そこは皆さんにご意見いただきながら、若手を強調して入れるのか、また元に戻して教職員という形でいくのかは、議論いただければなと思います。

(委員) 実状としてはやはり若手の先生方が部落問題っていうことをあまり知られていないってことなので、もちろん若手の先生にさせていただくってことが一番いいと思うんですけど全体の教職員っていうのももちろんなんですが、ただ、部落問題に関しては、なんとなく若手の先生に力を入れていただきたいていいうのをしていただきたいなという思いなんです。

(事務局) 力を入れていかなければならない方で書けば、もちろん強調されていると思いますので、今直させてもらったところですけども、ご意見いただければと思います。ただ、説明もさせていただいたようにきつ過ぎるのかなととられるところもあるんじゃないかというのもございました。

(委員) 本件にかかって若手っていう話が出てますが、これだけではなくていろんな教科指導の話であっても、常に出てくる話題なんですよ。その経験年数によって、確かにある程度スキルアップしてくるところはありますが、長く勤めていて経験年数が上がれば本当にそれでいいんですかというところで、私も含めてなんですけども、みずから学ぼうと思って積極的に前に進んでいく姿勢が今、我々問われてると思ってます。それと若手だけの話じゃないっていうのはすごく共感しました。ただ、いろんな方からのご意見の中で特に世代交代がすごく進んでいるこの現状を見たときに、これから先のことを思って、特に教職員全体がスキルアップをしていかなければいけないんだけど、特に、どんどん世代交代を考えて将来のことを思うと、特に経験年数の浅い先生方に対して、力を入れるっていうそういった意味合いが入っているのかなと、私なりに理解はさせて頂いています。

(事務局) こういった形で記載をしておくほうがいいような感じですね。

(委員) そうですね。疑問に思うところがないかと言われれば、そうではないんですが。

(委員) ちょっとよろしいですか。計画ですので、私の意見としては書かないほうがいいのかなと思っています。ただ、この審議会でもいただいたご意見ということで、非常に重要なことだと思いますので、この計画を実行していくときに、こういうご意見があったということで、そこに注力していくという形は絶対必要かなと思うんですけど、計画上は先ほど言ったように、若手だけでいいのかっていうところもあると思いますので、表現として抜きながら研修をしていく上で注力していくところというので、そういう取組を進めていただくってことで展開していったらどうかと思います。その教職員にかかわらず、どこの組織でも若い方っていうのは先ほど委員がおっしゃっていただいたように、知識の集積っていうのが行政なんかもそうだと思いますので、もう少し力を入れていって、ただ、教育委員としての立場として見ていただいても気になるっていう、非常に重要な意見だと思いますので、そういう形にしたらどうかというふうに思います。

(委員) すいません、うまくまとまってないんですけど、研修の内容充実に努めますのところで、例えば、経験年数別とか年齢別とか、様々な形式での研修内容を工夫していきますとか、副市長が言われたみたいに、経験がある人達に対して、さらにもう1つ踏み込んだ研修もして欲しいし、今課題になってる若手の方のまず入口の研修もしてもらいたいし、それは単に年齢別ということではなくて、経験年数に応じた工夫みたいな部分では、何かそういう表現できないですかね。

(委員) 私も思いました。年配だからといってきっといろんな感性があるだろうし、やっぱり県に応じて、全然知らずにここへ来た先生たちもいらっしゃると思いますし、子どものときにもわかってたけど、明確になったっていう年代もあるでしょうし、その辺はキャリアに応じて内容の充実に努めていただくっていう文言にするのがいいと思います。そうすると、若手っていうのも生きてくるし、やっぱり仲間で学んでいけるかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。教育委員会とも協議して、この部分をもう少し工夫した表現にして、すべての教職員の実態に応じたスキルが深まるような研修っていう表現できるような文言に改めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員) キャリア別っていうのはいい言葉ですよ。実際に管理職研修とかは、5年、10年って研修を県がやってるのもあるから、そういう感じの名張市版ができたらいいなと思います。今も新規採用者研修で比奈知か一ノ井に行ったりしますよね。そういうことも含めて、今やってることもあってさらに充実という意味で、うまく協議してもらえたらと思います。

(委員) 参考にさせていただけるかどうかわからないんですが、県教育委員会の方で全教職員向けの研修的な資料がありまして、ちょっと正確な文言覚えてなくて恐縮なんですけど、ライフステージ別とか5年目までの方、以降15年までの方とか、ちょっとはつきり覚えてないんですが、そういった形で県教育委員会としても、全教職員に対して、各ライフステージ別にどういった研修内容が必要なのかってことは、セッティングはしています。そういったものを参考にさせていただきながら、文言とか若手に特に縛りをかけると若干疑問に思うところもありますし、またちょっと参考にさせていただければと思います。

(会長) 教育委員会さんがこの文言を具体化するにあたって、次年度にどういう教職員さんの研修を企画されようとしてるのかというのは、過去、活字に落とし込まれているのかなと思って、それが今各委員から出てきてるようなキャリア別やライフステージ別というふうにちょっと新たな形のものも今までやってるものに加えて、現状としてはここに辻委員がおっしゃっていただいたように若い先生方が増えてきているということもあって、第3次と同じような文言はちょっといけないんじゃないかというあたりで、教育委員会さんがおそらく考えていただいているのかなと思うので、その事業がおそらく名称としてここに掲載されていくのかなというふうに思うので。

(委員) 今管理職研修は、教頭校長は別かわかりませんが、管理職研修と新規採用者研修と、あとはもう職場研修ぐらいしかないんじゃないですか。

(委員) 必ずしも必修的な形では示されていないものがその県教育委員会がやっているものですね。

(委員) 今更質問するんですけど、この施策のところの括弧に書いてあるのは担当部局ですよっていう意味ですか。

(事務局) そうですね。

(鈴木委員) 62ページからの性的指向・性自認のところで、63ページの学校教育における配慮と正しい理解の促進、市職員に対する研修っていうのがあるんですけど、就学前のところで、僕も勉強不足でわからないんですけど、就学前っていうのはこういうところで、親子の3歳児健診ですとか検診も含めていろいろあると思うんですけど、そういういろんな機会をとらえてやっていただくという部分で、福祉子ども部がどこかに入るのか2番と3番の間に新たに入れる方がいいのか。就学前の子どもだけじゃなくて、保護者に対する研修っていうのも必要じゃないのかなあと思いました。

(事務局) その点、会長からも、この性的指向・性自認のところについては就学前からの取組が必要っていうご指摘、ご意見いただいています。福祉子ども部の方とも調整をさせていただいて、就学前から発達段階に応じて、保護者も含めて働きかけをしていくってというような文言を②の（ウ）あたりに入れていこうかなというふうに考えております。

(委員) ちょっと別件でもう1点いいですか。

(11) 様々な人権課題の70、71ページのところなんですけど、できたら追記して欲しいなと思ったのは、災害と人権のところになるのか、実際に名張市は毎年防災訓練をやってるじゃないですか。県の防災訓練ももちろんあるんですけど、例えばまちづくり単位でいうと箕曲のまちづくりとかも、昨年外国人の方にどういう形で避難勧告とか、防災訓練を経験してもらわなあかなとか、実際に来てもらったりもしたんですけど、せっかくやっているので災害と人権のところあたりにでも、名張市防災訓練などを通じて様々な避難訓練なんかも充実させていきますとか、何か文言入れてもらえたらどうかなっていうふうに思います。正直、高齢者と外国人にはフォーカスを当ててる部分が最近あるんですけど、障害者、乳幼児のところまでは、箕曲まちづくりとしてはそこまではちょっと行けてないんですけど、せっかく毎年やってくれてる訓練があるから、そういうところでいろいろ工夫したりとかいう文言を入れてもらえるといいかなと思っています。

(事務局) わかりました。危機管理の方も調整して、何らかの文言を入れさせていただきたいと思います。

(会長) 他にご意見いかがでしょうか。

先ほどおっしゃった性の多様性の部分で、委員からもご指摘をいただいたように、就学前に対する実践の中で触れていただいて、保護者さんに対する啓発も必要かなと思います。

63 ページの③の例えば（イ）辺りで、保育士さんの育成みたいなのも必要かなと思います。子どもたちに向けてどう教育していくのかということ、保育士さんを育てていくような取組が必要なのかなというふうに思うので、（ア）のところで、職員ガイドラインの周知をいただけるということですけども、保育士さんの育成をもし入れていただければ、福祉子ども部さんと調整をいただければと思います。

(事務局) 福祉子ども部の方と調整させていただきたいと思います。

(会長) 非常に重要な、人生を大きく左右するようなことになってきたりしていて、男の子で赤いランドセルを本当は望んでたけど実現しなかったということを、2年前に地元の6年生の子が教えてくれたりして、小学生のときにランドセルの色やデザインも選択される事があって、ご家族から否定されたりすることもあるし、尊重したかったけどもそれを背負っ

ていざ学校に通うといじめられるんじゃないかと、そういうところで子どもを守りたいという思いから、本当はこう背負いたかった色ではないものを選ばざるをえなかったとか、そういうところは、やはり取組を通じて、子どもたち同士でそういう馬鹿にするようなことが起きないようにとか、また保護者間でそういうことも共通理解を図っていると、同級生の親御さんたちは大丈夫だと、こんな取組を全保育園や幼稚園でしていただいているので、いじめが起きることは名張市内ではありえないとか、そういうのを確かめていけるようにするためにも、就学前の取組は、いろんな分野で非常に重要なと思うので、力を入れていただくように働きかけをしてもらえたらと思います。

(委員) うちの子ども 35 歳ですけど、小学校に入るときとか男の子はずっとテレビを見ながら、赤はリーダーの赤って 5 人組の番組を見ながら、あえてそうやって育ててきたので、赤が大好きなんです。でも、35 歳が 10 歳ぐらいのときには到底そんなことができる世の中でもなかったですし、娘が中学校に行くときに制服はスカートって言われて当時の校長と話し合いしましたが、じゃあ体操服で登下校させてくださいっていう程度で終わりましたし、そういう時代から考えると、随分多様な感覚が保護者の中にも広がってきて、前向きだなという気は実感としてはありますね。

(委員) 最後 1 点だけ、先ほどから出ていた条例改正の話で、どこにどういう文言で入れるかという、基本計画の中に入れるかどうかは別で多少見通しがここで言うてもらえると嬉しいです。副市長が言われたように、今の段階で基本計画の中に文言を入れるのは難しいってことであれば、基本計画以外のところで、改正を望む声があったとかそういう文言を入れられる場所があればというのが欲しいなとは思ってるんです。

(事務局) 当然諮問させていただいたわけですので、答申をいただくことになります。そこに審議会の意見として、改正について本格的に検討されたいとか、そういう形で記載していただくというのが一番良いかなというふうに思います。

(委員) 手法としてはそういったことが考えられるということだと思いますし、この計画を審議していただく中でご意見としていただいておりますので、答申というものはあるのかなというふうに思います。ここの計画に書き込むというのは計画と条例との関係性の中でも、書き込むのはちょっとどうかなというふうに思いますけど、答申としてこの内容でいただくというのはありかなというふうに思います。今、取り巻く状況が変わってきてる中で、動きも国もこの計画に書いてありますけども、国も市も状況が変わってきてる中でっていうことのご意見ということでございます。

(会長) 今おっしゃっていただいたこの基本計画ではない形でちょっと別というか、やっぱり答申に向けての文章が必要かなと思うので、どういう内容で審議会として、最終、市長に

条例に関して、どういう内容の答申をするかという辺りはまたこの審議会の方で検討していくという形で進めていくかどうかということによろしいでしょうか。

（委員）最低、審議会としての意見は検討すべきだということで、意見を出すというのは審議会の委員が合意したらできるんで、最低それをやっていただいたらと思います。それを受けた市の方は、やっぱり計画の期間中に条例改正していこうではないかということで、市長なり、議会の合意ができるようだったら、計画の中にも反映できると思うので。その辺が、名張市の中身の今の状況を私がよく理解してないんで判断はお任せしますけれども、審議会としてこういう件で条例は改正検討すべきだという答申は出せると思うので。

（委員）今、委員がおっしゃったようなことなんですけれども、やっぱり副市長もおっしゃったように、環境変わっていきますので、8年間の計画の途中で追加するとか変更するということもあるのでしょうか。

（事務局）状況の変化によっては当然部分的な見直してことは必要になってくるかと思っています。実際今、国の方の人権教育啓発に関する基本計画の改定作業が進んでおりまして、もうその専門家からの意見も出ています。その新しいものが決まれば、それに連動してこの第4次の人権教育人権啓発の推進の部分も一部見直さないといけない部分が当然出てくると思いますので、そういった大きな動きに合わせて、部分的な見直してのはやっていく予定であります。

（会長）よろしいですか。それでは第1号議案を終えていきたいというふうに思います。事務局の方で修正いただいて、中間案の方よろしく願います。では、審議事項の2つ目、差別事象の報告につきまして、事務局から説明よろしく願います。

（2）差別事象の報告について

〔資料2〕【事務局説明】

（事務局）追加資料3の策定スケジュールということで、本日の会議はパブリック前の最終の会議となります。いただいた意見を反映したものについては、多分、会議を開くのは難しい状況なので、資料送付という形で修正内容をお伝えさせていただければと思っております。11月から12月にかけてパブリックコメントをさせていただいて、12月下旬か1月頭にはもう一度審議会という形でパブリックコメントの意見が出たものを集計して反映したものを見ていただいて、最終案という形で議会の方に諮っていくような形になりまして、ということで、3月に答申ということで、後もう1回会議をさせていただくような形で考え

ております。そちらについてはまた後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、またこちらからご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(委員) わかんなくて質問なんですけど、議会報告っていうのがあるんですけど、議会にこういう基本計画を出そうと思ってますみたいな報告をするわけですよね。そこで議員さんの審議みたいのがあるわけですか。

(事務局) 基本的には、この今お集まりいただいている方から専門的な意見を頂戴した中で作成したものというスタンスで報告させていただきますので、その辺はダメとか言われることは多分ないかと思っております。やっぱりこの審議会でいただいた意見とパブリックコメントでいただいた意見っていうのが一番重要になってくるかと思っておりますので、ほぼ出した形で通るかなと思っております。

(委員) 人権感覚の鋭い議員さんが、例えば答申とかいろんなものを併せて事前に読んでくれて、そこは第 6 章に条例改正の文言を入れたほうがいいんじゃないかって議員が言うて変わる場合があるのかなと思ひまして。

(事務局) またその場合は、内部でもう一度話し合いをするんじゃないかと思われます。

(委員) ちょっと追加で言わせてください。重要な計画でございますので、もちろん議会説明をして、委員がおっしゃっていただいたように、議員の中でのご意見等もあるかと思ひますので、そういったものも反映させていただきながら、同時にパブリックコメントをさせていただきますので、その結果をとりまとめて審議会で諮らしていただいて、計画の修正に反映していくという形になってくるかと思ひますので、今のところ、先ほど室長が申し上げたように、委員の先生方から何回も審議いただいている内容ですので、そんなに議員の先生方からのご意見っていうのはないのかなと思ひますが、これも想定だけの話でございますので、意見があればこういう意見があったということで審議会の中でも報告をさせていただいて、ご審議いただくという形になるかと思ひます。よろしくお願いいたします。

(事務局) 追加で配布させていただきました差別事象の資料なんですけども、回収だけお願いさせていただきますでしょうか。氏名は消してあるんですけども、万が一のことを考えまして、机の上に置いといていただければと思います。それでは本日の会議はこれで終了とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

11時30分終了